

『たまでんBOARD』は、エコマーク認定の再生紙を使用しています。

1月の行事予定

9(水)	第6支部新年役員会	12:00	ビストロます家
15(火)	新システムキックグループ	18:00	法人会事務局
17(木)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
21(月)	★新春記念講演会 新年賀詞交歓会	17:30	iTSCOMホール
22(火)	源泉部会役員会 ★源泉部会研修会	19:00	二子玉川17ビル棟急
24(木)	正副会長会議 役員推薦委員会 理事会	14:30	玉川税務署
28(月)	社会貢献委員会	15:00	玉川税務署
30(水)	公益事業推進委員会	13:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
		14:00	同所
		15:00	同所
		18:00	法人会事務局
		15:00	法人会事務局

2月の行事予定

5(火)	第9支部ボウリング大会新年会	17:00	ムサシボウル
6(水)	★決算法人説明会 第6支部 新年会	13:30	玉川税務署
13(水)	税制委員会	18:30	ヴェルテスパ
19(火)	組織委員会	18:30	法人会事務局
20(水)	女性部会SKT連絡協議会	18:00	法人会事務局
21(木)	★新設法人説明会	12:00	駒場東大1ストラ ルヴェソウヴェル橄欖
		13:30	玉川税務署

3月の行事予定

8(金)	第6・8支部合同研修会	18:00	丸三証券セミナーム
20(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
24(日)	生活習慣病健診		玉川区民会館 二子玉川庁舎内
26(火)	正副会長会議 役員推薦委員会 理事会	13:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
		14:00	同所
		15:00	同所
27(水)	研修委員会ビジネス研修会	14時頃予定	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
31(日)	生活習慣病健診		玉川区民会館 二子玉川庁舎内

1月・2月・3月の行事予定は12月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

お問い合わせ

発行人／公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集／公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局／東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>
玉川法人会 検索

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

31年2月分の源泉所得税の納付期限	31年3月11日(月)
30年12月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年2月28日(木)
31年6月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	31年2月28日(木)
消費税の中間申告期限・納付期限	31年2月28日(木)
31年3月決算法人の第3四半期分、31年6月決算法人の半期分・第2四半期分、31年9月決算法人の第1四半期分	
31年3月分の源泉所得税の納付期限	31年4月10日(水)
31年1月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年4月1日(月)
31年7月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	31年4月1日(月)
消費税の中間申告期限・納付期限	31年4月1日(月)
31年4月決算法人の第3四半期分、31年7月決算法人の半期分・第2四半期分、31年10月決算法人の第1四半期分	

消費税の
期限内納付を
お願いいたします。

理事会・委員会・支部・部会 活動報告

平成30年度 第4回 理事会

日時 11月21日(水) 15:00～17:00

場所 玉川税務署 3階会議室

参加者 50名

次第

1. 会長（代表理事）より業務遂行状況の報告
2. 税務署長挨拶
3. 審議事項
 - (1) 広報誌等発送折込業務の外注について
 - (2) 会員管理システム入替（新システム）の調査費承認について
 - (3) 会費振込のコンビニ決済導入について
 - (4) 委員会委員変更について
4. 報告事項
 - (1) 業務執行理事から業務遂行状況の報告

（書面による報告）

- (2) 委員会、支部、部会からの報告および提案（資料添付のある報告）
 - 1 総務…会員増強強化月間について
 - 2 財務…平成30年度予算執行計画進捗状況と報告書等提出状況について
平成30年度上期決算報告/予算案策定の方針について
 - 3 公益事業推進…
平成30年度事業の振返り⇒業務執行役員へのアンケート集計
平成31年度事業計画/予算案提出のお願い（12/10締切）
 - 4 社会貢献…献血活動報告について



阿部会長ご挨拶



第4回理事会の様子

税制委員会

「平成31年度税制改正に関する提言」を
衆議院議員と世田谷区長に手渡し

日時 11月13日(火) 11:00～

場所 衆議院第二議員会館

参加数 2名

地元選出の若宮衆議院議員に「平成31年度税制改正に関する提言」のため、衆議院第二議員会館へ大島税制委員長と事務局長の2名で訪問しました。



若宮代議士と大島税制委員長

若宮議員には「提言」の内容を説明し、特にプライマリーバランスを2025年までに黒字化の厳守、消費税の軽減税率導入の中止、事業承継税制の恒久化などを要望しました。議員は、提言書を見て読みながら説明を聞かれ、昨年要望した金融政策に触れ、信用保証制度の運用も良くなってきたのではないかと、地元選出の衆議院議員として「中小企業の発展のために力を尽くす」との力強いメッ

セージをいただきました。

若宮議員は、今般の内閣改造により衆議院外務委員会の委員長に就任され、ご多忙にも拘らず面談いただきました。当初15分の約束でしたが外交問題から防衛問題など興味深いお話で盛り上がり、40分以上にもなり、お部屋を辞したときには次の方がお待ちでした。

日時 11月15日(木) 15:00～
場所 世田谷区役所
参加数 6名(玉川法人会3名)

保坂世田谷区長へは、大島委員長、大嶽副委員長、鈴木委員の3名と、昨年同様(8回目ですが)北沢法人会さん(3名)と一緒に訪問しました。

保坂区長には「提言」をお渡しし、行政改革の徹底、地方税・特に固定資産税の見直し、償却資産税の廃止などを要望しました。また東京23区は税制について権限がない(東京都が行う)との

ことなので、税制に関する会議等で「提言」についてのご議論をお願いしたところ「確かにそのような会議があるのでご要望はわかりました」とのご発言をいただきました。

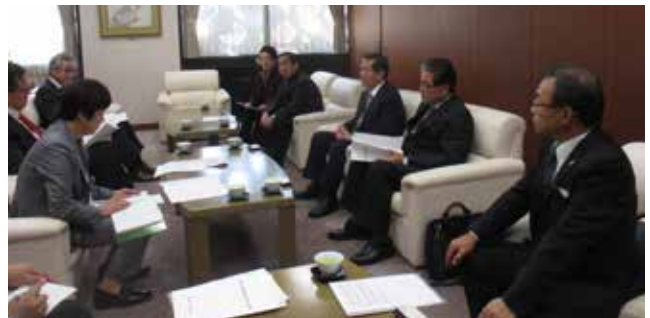
さらに、区長から消費税増税についてのご質問があり、景気への影響を心配されているご様子でした。

その後の懇談では「ふるさと納税」「保育所問題」など地元の話題でお話がはずみ、始終和気藹々とした面談となりました。

(税制委員会 委員長 大島 光隆)



玉川と北沢で区長訪問



懇談の様子

第2回 税制研究会

テーマ 『これで“あなた”も日本酒通！
～日本酒の味と楽しみ方～』
日時 11月7日(水) 18:30～20:40
場所 玉川町会会館
参加数 61名

税制委員会主催の今年度2回目になる税制研究会を開催いたしました。税制研究会は会員の皆様に税全般についての関心を高めていただき、税知識を深める機会として実施しているものです。今回は日本の伝統文化・生活文化の中で生まれ、日本特有の製法で醸造されている日本酒を取り上げました。

大島光隆委員長の開会あいさつの後、第一部で

は、品川税務署酒類指導官の渡慶次三俊(とけしみつとし)様から「税に関するお酒の知識」のテーマで、酒税法の観点から酒類とは何か、酒税の基準や国税に占める酒税の割合、品種によって違う税率等について分かりやすく解説していただきました。知っているようで知らなかったお酒全般にわたる基本的な知識を学ぶことができ、大変有益なお話でした。

第二部では、東京国税局鑑定官室室長の山岡洋(やまおかひろし)様より「日本酒の商品知識&日本酒と料理のペアリング」のテーマでお話をいただきました。日本酒の歴史、原料となる水やコメ、成分、製法(精米・製麹・発酵等)、蔵元等について詳しい説明があり、日本酒への関心がさらに高まるとともに、新たな気づきを得るこ

とができました。料理とのペアリングについては、なぜ和食と合うのかの分析に加え、実際に3種類の日本酒のきき酒を行いました。希少な日本酒を飲み比べ、外観(視覚)・香り(嗅覚)・味わい(味覚)・全体的な印象について各自で実感したことをまとめることで日本酒への興味が一層湧いてきました。

第三部は、質疑応答形式で参加者と両講師とでディスカッションを行いました。日本酒への関心が高まったことから多くの方から手が上がり、予定時間を超えて活発な討議の場となりました。参加された方々には日本酒についての造詣がより深まったことと思います。



聴講者に利き酒を配付中です

参加できなかった方は、国税庁と東京国税局のホームページにある「お酒に関する情報」にアクセスしてみてください。製造量や販売量等の各種データや税率についての説明が掲載されています。

終了後の参加者アンケートでは、「日本酒の違いが分かった」「楽しかった」という回答が多く寄せられ、日本酒の味と楽しみ方について多くのことを得ることのできた研究会になりました。

今回の研究会では、玉川税務署の全面的なご支援をいただきました。また、準備に多くの方々のご協力もいただきました。改めてお礼申し上げます。

(税制委員会 副委員長 田川 幸平)



講演会の様子 写真上から講師の渡慶次三俊様、山岡洋様と大島税制委員長

第1・2支部

第1・2支部共催 第2回歴史セミナー 「もっと知りたい地域の歴史」

日時 11月20日(火) 18:30~20:00
場所 奥沢区民会館2階会議室
講師 奥沢地誌保存会 染野和夫氏
参加数 40名

今回で第2回目となる第1・2支部共催の歴史セミナー「もっと知りたい地域の歴史」が開催されました。地域の歴史に興味のある方が本当に多



講演中の会場



講師の染野和夫氏



挨拶をする井上支部長

く、前回同様、大盛会となりました。

私自身は1985年からこの地に住み始めましたが、2009年頃から地域の歴史について興味を持つようになり、インターネットで調べたり、実際に歩き回って写真を写したり、住民の方に昔の話をあれこれ聞いたりしていました。丁度その頃参加していた広報委員会で“各自が好きな題材で「tamagawa公論」に記事を書こう”ということになり、奥沢・東玉川の歴史についての記事を書いてから早いものでもうすぐ9年が経とうとしています。そういった経緯もあってか、自分では地域の歴史に関しては、多少なりとも人より知識が

豊富であると自負していたのですが、講師を務めた染野さんは、私よりもはるかに広範囲な知識の持ち主で、聞いているだけでとても勉強になりました。

今や知りたい情報はいつでもインターネットで調べられる時代です。そのせいか地域の歴史も

すっかり語り継がれることが少なくなったようです。だからこそ、堅苦しい歴史の文献としてではなく、楽しく分かり易い染野さんの様な語り手が必要なのではないかと思います。

(第1支部 副支部長 船本 貴一)

第1・2・3支部

平成30年度 第1・2・3支部合同ゴルフコンペ

日時 11月9日(金) 8:30～

場所 森永高滝カントリー倶楽部

参加数 21名(6組)

昨年同様、森永高滝カントリー倶楽部を会場として、標記コンペを開催いたしました。

今年は第3支部も加わって、6組に増員されました。また、貸切バスをやめ、原則現地集合としました。お天気が心配でしたが、ゴルフ場で朝食をとる方が多く、集合時間前には全員到着を確認いたしました。井上俊治第1支部長のご挨拶、ルール説明等の後、気持ちよくプレーさせていただきました。

表彰式は、これも昨年同様、奥沢駅北口アン

リーブルさんにて。森功一郎第3支部長のご挨拶で始まり、表彰式から参加の方も賑やかに、美味しいイタリアンをいただきながら健闘を讃えあいました。優勝は、第2支部・荻野富士雄氏。第2位に、ゲスト参加の第8支部長 上平 亮氏。第3位に、第1支部・松野 新氏。女性優勝は、総合第5位、第1支部・早川晴恵さん。

第1・2・3支部各支部長からの豪華賞品、第1支部、松野順子さん、井部弥八郎さん、第6支部長鈴木準之助さんからも賞品提供を頂き、参加者全員に賞品がいきわたりました。

出澤素賀子第2支部長のご挨拶にて中締めとなりました。ご協力たいへんありがとうございました。

(第1支部 坂下 康之)



第2支部

第2回異業種交流会

日時 12月7日(金) 18:45～21:00

場所 JIYUGAOKA PLUS南口店

参加数 13名

12月7日に新たに会員になられた河又さんのお店「JIYUGAOKA PLUS南口店」にて第2回異業種交流会を行いました。新入会員2名の方々を



広ーいスペースは貸切で！

含め、総勢13名にご参加いただきました。

今回は、今困っていること、伝えたいこと等テーマをいくつか作り、みなさんに発表してもらいました。その内容には、先月行われた「税を考える週間の講演会」で得た話や、対応に困ったクレームなどがありました。その一つ一つのお話を、

みなさんが熱心に聞いてくださり、いろいろと意見・助言をいただくことが出来ました。

第2支部では、この、異業種交流会をさらに各会員に参加してもらおうよう、今後も継続していこうと考えています。

(第2支部 副支部長 豊島 潔)

ボジョレーヌーボーを楽しむ会

日時 11月22日(木) 18:30~22:00
場所 有限会社根岸商店 地下室
参加数 17名

第2支部恒例の『ボジョレーヌーボーを楽しむ会』を、会員であるワインセラーのある根岸商店さんの地下室で、解禁日の1週間後に開催いたしました。

店主の根岸さんから、今年のボジョレーの特徴のお話を聞きながら、5種類のヌーボー（白、ロゼ、赤3種類〈日本産1種〉）を飲み比べました。今年は、夏の天候に恵まれ、どれも大変良い出来に仕上がっています。3年後に市場に出回るのが、今から楽しみです。

おいしいワインと中田精肉店さんのオードブル、辻堂さんと依田さんのお料理をいただきながら、和やかなひと時を過ごしました。

来年度は、世界をめぐるワイン教室を開催する予定です。皆様ぜひご参加いただき、世界のワインをご堪能ください。

(第2支部 支部長 出澤 素賀子)



フラワーアレンジメント教室

日時 11月27日(火) 18:00~20:00
場所 あおぞら銀行
ファイナンシャルオアシス自由ヶ丘
参加数 14名

第2支部女性部会では、毎年恒例の『フラワーアレンジメント教室』を開催いたしました。

アトリエ華兵衛の辻堂さんを講師に、アーティフィシャルフラワー（造花）でありながらも、生

花のような質感の素敵な作品が完成しました。お正月・クリスマスのピックを追加すると、クリスマスにもお正月にもお飾りすることができ、楽しんでいただける期間の長い作品です。

今回は、新規会員見込みの方にもご参加いただき、楽しく造ることができました。

来年も多数の会員の皆様に参加いただけるよう、楽しい研修会を計画致しますので宜しくお願いします。

(第2支部 女性部会班長 白川 みち子)



第3支部

おかげさまで31回「尾山台フェスティバル」

日 時 10月20日(土)、21日(日) 12:00~18:00
場 所 ハッピーロード尾山台
参加数 20名 (フェスティバルは約20,000人)

金木犀の甘い香りが漂う10月には、恒例の尾山台フェスティバルが開催されます。今年は31回目、カラリと晴れた、20、21日に開催されました。法人会のブースでは、毎年大人気のフランクフルト、ビール、日本酒の販売、そして尾山台地区会館の地下では、お役立ちの税務相談と社労士の相談窓口を設けました。

ブースでフランクフルトを茹でながら行きかう人を眺めていると・・・今年の特徴は小さなお子様連れのファミリーが多いこと、ワインを飲みながら歩いている人がほとんどいないこと(私はワインラバーなのでついチェックが)、そしてハッピーロードの質の高い名店のバザーの中に、老人クラブのバザーなど渋さがキラリ、時代でしょうか。

20日の午後からは、玉川税務署の高杉尚志署長をはじめ幹部の方々にお立ち寄り頂き、また法人会関係の方々も数多くご来店頂き、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

今年はお天気が良かったので、イータ君も登場し、愛嬌?を振りまいて、小さなお子様に囲まれ

ていました。行きかう若い人たちが、「あれは、電子納税のマスコットキャラ・・・」と会話をしているの聞き、普及もずいぶん進んだという印象を受けました。

3歳ぐらいの小さな男の子が、法人会の風船を指さし、「む、ら、さ、き」とトレンドカラーを選び、他のお嬢ちゃんが、「違う、あのブルー」と色まで指定する意識の高さが、このあたりのお子様らしいと妙に感心しました。

20日は夕方一時的にシャワーがあり閉店が早まりましたが、21日はピカピカの晴天でブースの売り上げも上々、ステージでは昨年も子供に大人気だった芸人コンビが、笑って答える「漫才&ZEIKINクイズ!」で税の知識をクイズ形式で楽しく披露。今年は何と特設ステージに80人超の人たちが集まり税の知識を広めることができました。芸人さん、お安いギャラで昨年頑張ってくれたので、チャンスが転がり込みました(笑)。本当に皆様のおかげで、20日、21日のイベントは無事に終わることができました。

毎年開催されているフェスティバルであっても、時代はいつも変わり、世相が反映されています。来年は、「イータ君」と尾山台のマスコットキャラ「オッポン」の対決となるか、乞うご期待ください。

(第3支部 広報委員 羽田 葉子)



第3支部のブースの強力な女神たち



税務署の高杉署長と幹部の皆様、爽やかな笑顔



イータ君も加わり、税務署の皆様と森支部長

第6・8・10支部

第6・8・10支部合同 健康増進研修会「10歳若返る呼吸運動」

日 時 10月24日(水) 14:00~16:00
場 所 玉川町会会館
講 師 中尾和子先生(トータルフィットネス・コーディネーター)
参加数 23名

毎年恒例となったトータルフィットネス・コーディネーター「中尾和子先生」に玉川法人会の為に講演を行っていただきました。今回は、「10歳若返る呼吸運動」と題し、美しく生きる基盤である「姿勢と呼吸」を大小のボールを使い、関節に直接働きかけ、あらゆる動作を改善し、より質の高いものに鍛えるエクササイズをご指導いただき

ました。

今回の「JSA（ジョイント・スケーティング・アプローチ）ボールエクササイズ」では、ソフトギムニクというボールを2個使用して、ボールの特徴である弾力を活かし、自分に合った強度で、リラクゼーションから強化までトータルに身体を整えていきます。最初は、ボールの上に「力を抜いて」身体をゆだね、深くゆったり「呼吸」をしながら、軽くゆすったり、ふったりし、「押圧」を感じ身体をリセットします。

その次に、「縮む筋肉」「伸ばされる筋肉」を意識しながら、関節を動かして、正しい関節の動きを身体に再教育します。

最後に、さまざまな動きのバリエーションとともに、負荷をかけて、動きに強い身体をつくります。

難しい理論やエクササイズであっても、中尾先生の心地よい京都弁とユーモアセンスにすっかり、心も身体も和み、あっという間の2時間でした。

あら、不思議！エクササイズの直後から、肩や

腰の痛みも軽減し、身体が軽くなっている！驚きの「中尾マジック！」

そして、今日教わった1番のポイント「身体力を抜くこと」ができるようになれば、仕事やスポーツでも最高のパフォーマンスが可能になることでしょう！

中尾先生、素晴らしい講演をありがとうございました。（第6支部 広報委員 守永 文子）



「しもた～写真撮るの忘れた～」残ってはった数人で記念撮影どす

第7支部

女性部会研修会

日時 12月4日(火) 10:00～

場所 世田谷美術館

参加数 8名

初冬とはいえ暖かい日差しをうける中で、第7支部女性部会の研修会を行いました。会場は世田谷美術館です。私たち一行は、黄金色の銀杏並木を通り美術館に向かいました。今回は、イタリアの画家、ブルーノ・ムナーリの作品です。内容は「役に立たない機械をつくった男」の鑑賞でした

が、難しくて良くわかりませんでした。その後、丁度お昼の時間になりましたので、レストラン「ル・ジャルダン

でコースのランチをいただきました。食事はアートのようなメニューにくわえ、ガラス越しに見える紅葉がさらに食事を引き立ててくれることとなり、大満足の研修会でした。

皆様もぜひ足を運んで見てください。心を満たしてくれる何かキットあると思いますので……。

（第7支部 広報委員 星谷 照子）



第7・9・12支部

第7・9・12支部合同 異業種交流会

日時 11月29日(木) 18:00～21:00
場所 用賀「米蔵」
参加数 37名

異業種交流会は、過去に第9支部のみならず各支部でも行われていましたが、単なる飲み会に終わっているのではとの事から、今回は希望する参加者の企業PRを行うことを試みました。プレゼンターは全員分のチラシを用意し、受付で目印に胸花をつけプレゼンの順番を待ちます。

まずは今回の企画の発案者である第9支部斎藤梨生希さんの司会で大嶽第9支部長の挨拶、橋本第12支部長の乾杯の音頭と宴会のスタート。1時間ほど飲んだり食べたりした所でいよいよプレゼンタイムが始まりました。トップバッターは三條第7支部長自ら本業の「三條機材」の他に学習塾「ITTO個別指導学院」のチラシをPR。ぜひお孫さんによろしくとのことでした。「アルファギーク」はグーグルストリートビューの室内版。学校や老人ホームの中を360度可視化します。「エムツーオフィス」は家具のリースで賃貸物件を応援

します。「シングルキッズ」はシングルマザーの家族が集まったシェアハウス。食堂を地域に開放してみんなハッピーを目指します。「シュクランキッチン」はモロッコ料理店ですが、料理教室や出張料理も行います。「ファーストシステム」は事務所のOA機器管理。悩みを聞いてシステムで解決。「アクエリア」はデザイン会社。映像事業で終活応援を目指しています。中には長年、法人会の会員でありながら活動には参加していなかったが今回は企業のPRができると参加した人もいました。また新人からベテランまで今更ながら各会員の仕事の内容を知ったことは新鮮な驚きでした。

最後は三條第7支部長の挨拶と手締めで盛会のうちに無事終了しました。3つの支部合同でしたが森第3支部長、丸山第11支部長も参加されました。

単なる飲み会を脱し大いに活性化し盛り上がった会となりました。他支部でもぜひ企画されてはいかがでしょうか。

(広報委員会副委員長 第9支部 松山 仁)



第9・11・12支部

第9・11・12支部合同交流会

日時 12月7日(金) 18:30～21:00
場所 桜新町「神田屋寿司」
参加数 34名

昨年に引き続き、今年も第9・11・12支部による合同交流会を年末の忘年会も兼ねて、桜新町にある「神田屋寿司3階ホール」にて開催しました。

第11支部丸山支部長の挨拶、続いて第9支部大嶽支部長の乾杯の音頭で始まりました。ホール

は満席状態で自由な身動きが取りにくいほどです。暫くは各支部に分かれての会食となりました。中盤ごろに皆様、席を離れ自己紹介や近況報告、名刺交換などを積極的に行っていました。

この3支部は用賀、桜新町、深沢の隣接した支部ですが、中々交流することがありませんので、このような交流イベントを通じ、情報交換や交流を深めていくことで地域の活性化にもつながっていくことと思います。最後に第12支部橋本支部長よりご挨拶をいただき、散会となりました。

おいしいお寿司はもちろん数々のお料理を堪能して良い年を締めくくることができました。第9支部ではこのような交流会を開催することにより、

退会防止や新規会員増強につながると考えており、来年にも他の支部との交流会を計画しております。
(第9支部 広報委員 清水 正広)



それぞれ支部ごとのテーブルに分かれて

第10支部

チャオチャオ児童館まつり

日時 10月28日(日) 11:00~14:30
場所 玉川台区民センター、地下及び1階
参加数 7名 (来場者数：約1,600人)

児童館に来館する子どもたちが楽しみにしている「チャオチャオ児童館まつり」は、毎年テーマを子どもたちに決めてもらっていますが、今回は「科学」と云うテーマでした。児童館の館長や職員の皆さんが白衣で科学者に扮し、又、実行委員長や役員の方が、「お茶の水博士」、「鉄腕アトム」や妹の「ウランちゃん」に扮し、子ども達を喜ばせておりました。会場の地下では、ステージにて子ども達による歌やダンス、マジック等が演じられ、更に子ども達による「模擬店」も多数出店し、それぞれ、無料でゲームを体験したり、又、「お店」を出している子どもやゲームに興じる子どもも、皆、それぞれ楽しんでいました。

第10支部では、恒例の「イータ君風船」を今回は、「ミラクルバルーン」と名付け、電動バルーンポンプで膨らませて子ども達に約350ヶを配布し、父母の方へは、来る「確定申告」の時期に合わせ、署の大高上席より頂きました「e-Tax」パンフレット、「サマーステージ30」で使用した物をコピーした「税金クイズ」の資料、

更に支部会員の金融機関より提供されたティッシュペーパーをビニール袋に詰めて、500セットを配布いたしました。例年通り「イータ君風船」は子ども達に大人気で、持参した350個の風船は終了を待たずに無くなってしまいました。その後も2~30人の子どもたちが「風船」貰えますかと法人会ブースを訪れましたが、謝って断った程の人気ぶりでした。

来年も「児童館まつり」に参加し、子ども達には地域の秋の行事を楽しんでもらい、又、保護者の皆様へは少しでも「税」に就いて、考えて頂ける機会を作れる様、助力したいと思います。

(第10支部 支部長 佐藤 壽夫)



子ども心に還って 役員の皆さん

年末懇親会及び名刺交換会

日時 12月14日(金) 18:30~20:45
場所 食彩所「虎馬」用賀店
参加数 13名

今年も残り少ない日々、第10支部として平成最後の懇親会を開催いたしました。当日は「虎馬」用賀店で新入会員3名、初参加者4名、支部役員6名、計13名が集い、名刺交換や自社紹介、近況の話題や来期の役員の打診などがあり、楽し

い時間はあっという間に過ぎてしまいました。参加して下さった支部員の方々ご苦労様でした。

(第10支部 広報委員 藤井 悦男)



第2回 女性会員懇談会

日時 11月7日(水) 11:30~13:00
場所 神田きくかわ上野毛店
参加数 10名

支部女性会員の結束を図るべく、第2回目懇談会を開催致しました。

前回に比べて多数の方に参加して頂けました。久しぶりに会われる方が多く、皆様の近況報告や用賀周辺の話で話は尽きませんでした。

今回は先輩のお力をお借りして、参加者を募った為、多数の方が参加されました。

やはり法人会は地域の結束力が強いと改めて感じました。

第3回目、支部女性懇談会を年が明けましたら

開催する予定ですので、今回都合がつかず不参加になられた方は、その節には皆さん、奮ってご参加頂けます様、期待しております。

今後も、用賀周辺のお店を開拓しながら支部女性の親交をより深めていければと思います。

(第10支部 女性部会班長 石田 庸子)



「支部パワーの源」女性部会の皆さん

第11支部

スマホ研修会

日時 11月9日(金) 18:00~
場所 株ニッポンダイナミックシステムズ4階
参加数 12名

11月9日(株)ニッポンダイナミックシステムズで開催したスマホ研修会、テーマは「年賀状」です。参加人数は講師の先生も含めて12名でした。年賀状をもらって嬉しいと感じる方は統計上9割を超えているそうで、これからもお年玉付き葉書の年賀状は続くことと思います。

スマホのアプリによる年賀状作成を体験いたしました。自動で作成されますので早いこと早いこと。その場で年賀状の交換をいたしました。スマ

ホ研修会で大変勉強になりました。1月のテーマは「動画」、2月は「ゲーム」。第2金曜日18時からですので、皆さまのご参加をお待ちしております。
(第11支部 支部長 丸山 正高)



青年部会

全国青年のつどい

日 時 11月8日(木)～9日(金)
場 所 岐阜県岐阜市(岐阜都ホテル)
参加数 10名

11月8日、9日と岐阜県岐阜市にて全国法人会青年部の全国青年のつどいが開催されました。全国約2400名の方が参加され、連日大変な盛り上がりとなりました。夕方から開催される大懇親会では、美川憲一さんをゲストに迎え、岐阜と所縁のある曲を始め、合計15曲ほどを披露し、会場を盛り上げてくださいました。式典が始まった時



水明館にてTポーズの記念撮影

刻と同時に受付にて金券として使えるチケットを配布し、ご当地物産展にて飲食や物販に使用出来、なかなか趣向を凝らした式典となっております。

翌日は有志を募り、他の法人会の方と共に合計16名の小団体で、少し足を延ばし下呂温泉名旅館の水明館にて、名物飛騨牛のひつまぶしと日本三大温泉の一つ、下呂温泉のお湯を堪能してきました。来年も楽しくより多くの会員さんと参加出来るといいなあと思います。

(広報委員 青年部会 廣瀬 幸子)



S K Tメンバーと式典会場で

2018 いちいち商店街・租税教育活動

日 時 11月25日(日) 11:00～15:00
場 所 兵庫島公園
参加数 14名(来場者約30,000名)

「仕事を体験する」ことをテーマとしたこのイベントも今年で5回目。とてもよい天候に恵まれた当日、玉川地区の商店街がブースを出店し、沢山の子ども達が様々なお手伝いにチャレンジしました。



楽しい一日でした！

玉川法人会青年部会のブースには約300人の子ども達に各々の名刺をつくり、「会場内にいる3人以上と名刺交換をする」というお手伝いをしてもらいました。

事前準備から当日の運営まで、多くのメンバーが加わってくれました。課題も見えてきたので、また来年も工夫をしつつ、みんなで楽しく参加していきたいと思います。

(青年部会 部会長 兼益 宏行)



子ども達と名刺交換

青年部会大忘年会

日 時 12月3日(月) 18:30～
場 所 ナチュラム二子玉川
参加数 37名

毎年、趣向を凝らした忘年会を開催してきている青年部会大忘年会ですが、今年は少し大きめの会場を貸切にさせていただき、心置きなく楽しめる仲間内の会として開催いたしました。今まで開催した中で、最多参加人数の37名でのパーティ

となり、大変賑やかに華やかな開催にて大変盛り上がりました。

今年は2018年青年部会MVP賞を選出させていただき、頑張ってください方を表彰させていただきました。今年度は『平澤一馬さん』に決定させていただきました(〇)

明石副部長をはじめ、チーム一丸となって全力で皆さんに楽しんでいただく内容について思案の日々でした。

皆さんから「楽しかった！」のお言葉をたくさんいただき、大成功だとチーム一同、自画自賛しております。

来年度もまだまだステキなイベントが目白押し

ですので、引き続き玉川法人会青年部会をよろしく願いたします。

(広報委員 青年部会 廣瀬 幸子)



源泉部会

第4回研修会「年末調整等説明会」

日時 10月30日(火) 13:00~16:00
場所 玉川区民会館 二子玉川庁舎集会所
参加数 71名 (会員64名、非会員1名、講師等6名)

毎年恒例の「年末調整等説明会」を実施しました。毎回盛況な研修会ですが、今回は昨年を上回る64名の会員企業が参加しました。また、オプションとして「消費税軽減税率制度」を追加で組み込んだおかげで、初めて、非会員1名の参加がありました。

「年末調整のしかた」についてDVDを聴講した後、玉川税務署法人課税第1部門の石亀上席調査官から留意点について説明していただきました。つづいて、「法定調書の作成と提出」について

DVDを聴講した後、玉川税務署管理運営第1部門の木村上席徴収官から留意点について説明していただきました。

休憩をはさんで、世田谷区役所課税課 課税第3係の星野主事から「給与支払報告書の作成と提出」について説明を受けました。

最後に、玉川税務署法人課税第1部門の大高上席調査官より「大法人の電子申告の義務化について」と「消費税軽減税率制度」について説明を受けました。

内容の濃い充実した研修であったと思います。今後も源泉部会の最大の事業を継続していきたいと考えています。

(源泉部会 部会長 松永 浩昌)

事業者の皆さん 来年10月1日から始まる消費税の**軽減税率**

準備していただきたいことがあります。

標準税率 **10%** と、飲食品等に係る**軽減税率 8%** について
(酒類・外食を除く) (低所得者対策として実施)

- ① 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- ② レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

消費税軽減税率制度説明会 を全国で開催しています。開催日時、場所については **軽減税率説明会** を検索

■ レジの導入等を支援する補助金について知りたい方は **軽減税率対策補助金** を検索 ■ 軽減税率制度について知りたい方は **軽減税率** 国税庁 を検索

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第1支部

会社名：77 SALOON
代表者：佐野 永治 (さの えいじ)
会社所在地：世田谷区奥沢2-10-7 2F
電話/FAX：03-6874-6077
業 種：飲食業

業務内容：BAR
営業日 月～土曜日
OPEN 17:00 ラストオーダー 翌2:00
CLOSE 翌3:00
定休日 日曜日/第1月曜日

第1支部

会社名：株式会社UPOFFICE(ユーピーオフィス)
代表者：松下 圭子 (まつした けいこ)

会社所在地：世田谷区奥沢2-13-2
電話/FAX：03-5701-9561
業務内容：フリーアナウンサー キャスター

第5支部

会社名：株式会社稲田財務
代表者：稲田 裕 (いなだ ひろし)
会社所在地：大田区中馬込3-1-3-306
電話/FAX：03-6319-5822
E-mail：h.inada@inadazaimu.jp

U R L：http://inadazaimu.jp
業務内容：経営コンサルティング業
事業内容：
お金が足りない経営から、お金が残る経営に変革し、事業を承継するお手伝いを致します。

第8支部

会社名：ライフエスト
代表者：森山 健一 (もりやま けんいち)
会社所在地：Lifest Arena (営業場所)
世田谷区鎌田3-17-4 豊伸ビル地下1階
電話/FAX：03-6805-6916/03-6805-6917
E-mail：moriken@mrf.biglobe.jp
U R L：http://www.lifest.jp

業務内容：

各スポーツのための体づくりのためのマシンの貸与と指導。

特に、ゴルフあとのからだのケア、回復、そして、体力強化については、プロ帯同経験のある、ゼネラルマネージャーの平野佳人さんが担当、業界では評判のトレーナーとして名高い。

ゴルフ理論のまへの体作りに最適、そして、腰痛、関節痛などが原因でゴルフをやめてしまわな

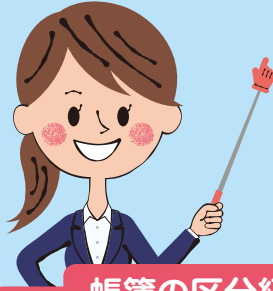
いような体のケアの普及活動を実施している。

入口からは想像のつかないほどの、広さを誇り600平米に各種マシンが数十台設置され、ストレッチ、筋トレのほとんどの方法が可能。

平日の9-17時に限り、法人会会員様に限り無料体験ができます(要電話確認)。ぜひ一度行ってみて体験してください。



飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方 についても、消費税の軽減税率制度実施後は 「区分経理」が必要となります



軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目があれば、仕入れを税率ごとに区分する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。

帳簿の区分経理・記載事項について

2019年10月からは、現行の記載事項に加え、売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (2019年10月～)
帳簿の 記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 取引の対価の額 	<p>左記の記載事項に加え</p> <p>・軽減税率の対象品目である旨</p>

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

〔これまで〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費 (〇商店、お茶代ほか)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費 (〇屋、仕出弁当代)	〇,〇〇〇
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

消費税申告書 付表

課税仕入れに係る支払対価の額	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	△△,△△△

消費税申告書

控除対象仕入税額	△△,△△△
----------	--------

〔軽減税率制度実施(2019年10月)後〕

帳簿(経費)

XX年 月 日	内容	金額
XX XX	水道光熱費 (〇市)	〇,〇〇〇
XX XX	会議費※ (〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
XX XX	接待交際費※ (〇屋、仕出弁当代)	□,□□□
⋮	⋮	⋮
	XX年合計	〇〇〇,〇〇〇

※軽減税率対象品目
8%対象 ■■■■,■■■■
10%対象 ●●●,●●●

消費税申告書 付表

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る支払対価の額	■■■■,■■■■	●●●,●●●	〇〇〇,〇〇〇
課税仕入れに係る消費税額	▲▲,▲▲▲	▲▲,▲▲▲	◇◇,◇◇◇

消費税申告書

控除対象仕入税額	◇◇,◇◇◇
----------	--------

飲食料品(軽減税率8%)とそれ以外(標準税率10%)とを購入した場合には、「区分経理」を行う必要があります!

- (注) 1 帳簿、付表及び申告書は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。
3 軽減税率8% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)、標準税率10% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%)。

〈平成30年12月〉国税庁

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

CHECK



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応するための準備

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式^(※)への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替えの必要性の検討（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 記帳、経理処理、申告のための従業員教育

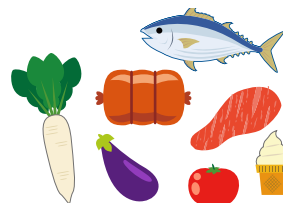
※ 2019年10月1日から2023年9月30日までの間は、仕入税額控除の適用を受けるため、区分経理された帳簿及び区分記載請求書等の保存（区分記載請求書等保存方式）が要件とされます。

〔参考〕飲食料品の取扱い（販売）がある事業者の準備

- ・ 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認
- ・ 日々の商品管理や販売管理方法の見直し
- ・ 税率区分に応じた経理処理の見直し
- ・ 納品書や請求書などの帳票の見直し
- ・ 値札の付け替え、価格表示の変更準備

※ 売上げについても「区分経理」が必要です。

※ 免税事業者であっても、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。



個人事業者の方へ（消費税確定申告書の作成手順の変更）

これまで、①「帳簿（元帳等）」から「青色申告決算書」等を作成、②「青色申告決算書」等から転記する等の方法で「課税取引金額計算表」等を作成、③これらの手順で消費税確定申告書を作成しておりました。

軽減税率制度実施後は、税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。税率ごとに区分していない「青色申告決算書」等では「課税取引金額計算表」へ転記して消費税確定申告書を作成することができませんので、注意が必要です。事業者の皆様の作成している帳簿により異なりますが、軽減税率制度実施後の消費税確定申告書の作成手順は、概ね、次のとおりとなります。

これまで	軽減税率制度実施後
帳簿	帳簿（「区分経理」されたもの）
↓	↓
青色申告決算書等→所得税確定申告書	↓
↓	↓
課税取引金額計算表等→消費税確定申告書	↓
	青色申告決算書等→所得税確定申告書
	↓
	課税取引金額計算表等→消費税確定申告書

※ 軽減税率の対象品目の売上げがない事業者であっても、仕入れや経費に軽減税率の対象品目がある場合には、区分経理が必要となります。

免税事業者の方へ

免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が仕入税額控除を行う等のため、区分記載請求書等の交付などの対応が必要になる場合があります。

お知らせ

- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
- 軽減税率制度に関するご相談は、消費税軽減税率電話相談センターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

世田谷都税事務所からのお知らせ

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。平成31年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。**平成31年1月31日（木）**までに、資産が所在する世田谷都税事務所に申告してください。申告にあたっては、電子申告（eLTAX：エルタックス）もご利用できます。詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。詳しくは、eLTAX ヘルプデスク（0570-081459）までお問い合わせください。期限間近になりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

償却資産の申告についてご不明な点がございましたら、償却資産の所在する世田谷都税事務所の償却資産班（03-3413-7111）までご連絡ください。

【掲載例】

—都税についてのお知らせ—

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成31年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する世田谷都税事務所の償却資産班
申告期限	平成31年1月31日（木）



- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

eLTAX

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

ヘルプデスク ☎ 0570-081459

(左記電話番号につながらない場合：☎03-5500-7010)

9：00から17：00（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

エルタックス



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー

1月のeLTAX 休日運用日のお知らせ

【内容】

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

【掲載例】

—都税についてのお知らせ—

1月のeLTAX 休日運用日のお知らせ

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございますので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<eLTAX 1月の休日運用日>

1/19（土）、1/20（日）、1/26（土）、1/27（日） 8時30分～24時

<eLTAX 通常の利用時間>


平日 8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

<利用手続についてのお問い合わせ>

【 ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

【 ヘルプデスク】 0570-081459 ^{ハシシヨク}（左記電話につながらない場合：03-5500-7010）
平日 9時～17時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

※ヘルプデスクについても、1月のみ休日対応を実施予定です。
詳細はホームページをご覧ください。

<申告内容や納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 渋谷都税事務所の各税目担当班（03-5420-1621）

【電子納税】 世田谷都税事務所の徴収管理班（03-3413-7111）

●国税の電子申告・電子納税等については、

e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

「e-Tax」なら
国税に関する申告や
納税、申請・届出
などの手続きが
インターネットで行えます。

電子申告で効率UP!



国税電子申告・納税システム

e-Tax



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

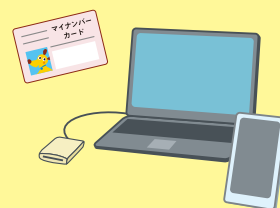
※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!



添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

“美しさ”を追求する Cosmetic & Beauty ベストパートナーとして・・・

豊富な経験と実績によるノウハウで化粧品・医薬部外品 OEM をサポートします。
御社に合わせた多品種小ロットから大量生産まで全て自社生産で対応致します。

半世紀の実績と自社工場を持つ化粧品と医薬部外品の
受託製造専門メーカーです。



ISO 9001:2008
登録番号 JQA-QM5543

- 基礎化粧品
- ヘアケア化粧品
- メイクアップ製品
- 浴用化粧品
- 粉体や塩などの加工原料の処理

粉末、液体、練り状など剤形を問わないものづくりができます。

TÖYÖ <http://www.toyo-kasei.co.jp>

東陽化成株式会社 東京都世田谷区駒沢1丁目17番17号 真成ビル5階

TEL 03-5431-3080

駐車場の整備、舗装工事、宅地の造成工事、
私道整備工事、コンクリート擁壁、石積擁壁工事等の
土木工事がございましたら、御相談ください。

私共の会社は、東京都におきましても、世田谷区役所においても、土木Aランクの業者
です。野川、仙川の河川整備工事や世田谷区内の都道・区道の舗装工事、橋梁工事等多数
手掛けています。

又、大手ゼネコンの協力会社としても、玉川管内において二子玉川駅の改良工事、瀬田
交差点の立体工事、田園都市線用賀～桜新町間の地下鉄工事等も施工しております。

尚、建築工事におきましても当社がお付き合いしております大手ゼネコンを紹介するこ
とができます



森建設株式会社

〒158-0097
東京都世田谷区用賀3丁目18番14号
TEL.03(3707)3951 FAX.03(3707)2533



築地直送の鮮魚、
 京都より入荷の京野菜、
 ソムリエ厳選のお酒をムーディーな雰囲気

京都の風情が感じられる柳小路の西門

接待から二次会、記念日やデート、女子会まで
 仲間との楽しいひと時を
 二子玉川の奥座敷、
 青柚子でお過ごしください

ご予約、ご来店をお待ちしております



大型個室
 完備

青柚子 二子玉川店

<http://www.ao-yuzu.com>

TEL.03-5717-3314

東京都世田谷区玉川 3-14-5 柳小路西角 1F

〈営業時間〉 ランチ [月～日] 11:30～15:00

ディナー [月～土] 17:00～23:00

[日・祝日] 17:00～22:00

2～8名様個室から

30名様までの大型個室まで完備

詳細につきましてはお電話にてお尋ねください

WEB予約受付中▶



二子玉川駅下車高島屋裏柳小路西角 1F

N 魚と米にこだわるフードサービス企業
株式会社 にっぱん

渋谷・恵比寿など 47 店舗展開中

<https://www.susinippan.co.jp>

優秀な人材の確保・定着化に

東法連 特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
- このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
- 上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
- ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-29-18-S(平成29年10月24日)P6965

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>





総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)


無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)



就業障がい状態による リタイアリスクから 会社と家族をまもります

AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。

 **大同生命保険株式会社**
渋谷支社/
東京都渋谷区道玄坂1-10-8(渋谷道玄坂東急ビル3F)
TEL 03-5489-6800

 **AIG損害保険株式会社**
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110